

(あて先)

滋賀県教育委員会

課税証明書等提出遅延届

私が、滋賀県奨学資金貸与申請において添付する書類のうち、「令和__年度課税証明書（令和__年の収入が示されたもの）」等、下記の書類については、現時点で発行されていないため、添付することができません。

これらの不足書類については、後日発行され次第、速やかに提出します。

年 月 日

※本人自署

申請者（生徒）氏名

○後日提出する書類

提出者	提出書類
(例) □□ □□	<input checked="" type="checkbox"/> 令和〇年度課税証明書 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 年金振込通知 ）
	<input type="checkbox"/> 令和__年度課税証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 令和__年度課税証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 令和__年度課税証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 令和__年度課税証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 令和__年度課税証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

- (注)・19歳以上（申請する年の3月まで高校生であった19歳を除く）の世帯員については、収入の有無にかかわらず全員の収入を示す書類の提出が必要です。課税証明書等を後日提出される場合は、誰のどの書類を後日提出するのかを明記して提出してください。
- ・審査は不足書類を提出いただいた後に行いますので、あらかじめ御了承ください。（貸与決定者への奨学資金の貸与も併せて遅れることとなります。）
 - ・前年の収入を示す課税証明書等は、1月1日現在にお住まいだった市役所・町役場で例年6月頃に発行されます。証明書の名称は市町村により異なります。
 - ・発行までに住民税の申告が必要な場合がありますので、市役所・町役場の税務担当窓口
に御確認ください。